

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 38 号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則（昭和42年岩手県規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附行為の認可の申請)</p> <p>第 2 条 法第30条第 1 項の規定による学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可の申請は、学校法人寄附行為認可申請書（様式第 1 号）に、<u>省令第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで並びに同条第 2 項第 1 号から第 7 号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(寄附行為の認可の申請)</p> <p>第 2 条 法第30条第 1 項の規定による学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可の申請は、学校法人寄附行為認可申請書（様式第 1 号）<u>及び寄附行為に、省令第 2 条第 5 項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>(寄附行為変更の認可の申請)</p> <p>第 4 条 法第45条第 1 項の規定による寄附行為の変更についての認可の申請は、学校法人寄附行為変更認可申請書（様式第 5 号）に、<u>省令第 4 条第 1 項、第 7 項、第10項、第11項又は第12項に定める書類を添えてしなければならない。</u>この場合における<u>省令第 4 条第 1 項第 2 号</u>の書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該申請に係る寄附行為の変更が、<u>省令第 4 条第 7 項、第11項又は第12項に規定する場合に係るものであるときは、</u>前号に掲げる書類のほか、第 2 条各号に掲げる書類</p> <p>(合併の認可の申請)</p>	<p>(寄附行為変更の認可の申請)</p> <p>第 4 条 法第45条第 1 項の規定による寄附行為の変更についての認可の申請は、学校法人寄附行為変更認可申請書（様式第 5 号）に、<u>省令第 4 条第 1 項第 1 号、第 5 項、第 8 項、第 9 項又は第10項に定める書類を添えてしなければならない。</u>この場合における<u>省令第 4 条第 1 項第 3 号</u>の書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該申請に係る寄附行為の変更が、<u>省令第 4 条第 5 項、第 9 項又は第10項に規定する場合に係るものであるときは、</u>前号に掲げる書類のほか、第 2 条各号に掲げる書類</p> <p>(合併の認可の申請)</p>
<p>第 7 条 法第52条第 2 項の規定による学校法人の合併についての認可の申請は、合併認可申請書（様式第 8 号）に、<u>省令第 6 条第 1 項第 1 号から第 9 号までに掲げる書類のほか、合併前の各学校法人の登記事項証明書を添えてしなければならない。</u></p> <p>(清算中に就職した清算人の届出)</p>	<p>第 7 条 法第52条第 2 項の規定による学校法人の合併についての認可の申請は、合併認可申請書（様式第 8 号）に、<u>省令第 6 条第 1 項各号（第 7 号を除く。）</u>に掲げる書類のほか、合併前の各学校法人の登記事項証明書を添えてしなければならない。</p> <p>(清算中に就職した清算人の届出)</p>
<p>第 8 条 法第58条において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第 2 項の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、清算中に就職した清算人届（様式第 9 号）に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。</p> <p>(清算終了の届出)</p>	<p>第 8 条 法第58条第 1 項において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第 2 項の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、清算中に就職した清算人届（様式第 9 号）に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。</p> <p>(清算終了の届出)</p>
<p>第 9 条 法第58条において準用する民法第83条の規定による清算人がする清算終了についての届出は、清算終了届（様式第 10号）によってしなければならない。</p>	<p>第 9 条 法第58条第 1 項において準用する民法第83条の規定による清算人がする清算終了についての届出は、清算終了届（様式第10号）によってなければならない。</p>

<p>(組織変更の認可の申請)</p> <p>第11条 法第64条第6項の規定による学校法人又は準学校法人が準学校法人又は学校法人となることについての認可の申請は、<u>組織変更認可申請書（様式第11号）に、省令第2条第1項第4号、同条第2項第1号から第3号まで及び第5号から第7号まで並びに第4条第3項第1号及び第2号又は第9条第1項各号に掲げる書類のほか、第2条各号に掲げる書類及び変更後の寄附行為を添えてしなければならない。</u></p> <p>様式第9号（第8条、第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">清算中に就職した清算人届</p> <p>清算中の学校法人（準学校法人）の清算人に就職したので、<u>私立学校法第58条</u>（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）において準用する民法第77条第2項の規定により、関係書類を添えて、お届けします。</p> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第9条、第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">清算終了届</p> <p>学校法人（準学校法人）の清算が、年月日に終了したので、<u>私立学校法第58条</u>（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）において準用する民法第83条の規定により、お届けします。</p> <p>[略]</p>	<p>(組織変更の認可の申請)</p> <p>第11条 法第64条第6項の規定による学校法人又は準学校法人が準学校法人又は学校法人となることについての認可の申請は、<u>組織変更認可申請書（様式第11号）に、省令第2条第1項第5号、同条第2項各号（第2号を除く。）並びに第4条第3項第1号及び第2号又は第9条第1項各号に掲げる書類のほか、第2条各号に掲げる書類及び変更後の寄附行為を添えてしなければならない。</u></p> <p>様式第9号（第8条、第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">清算中に就職した清算人届</p> <p>清算中の学校法人（準学校法人）の清算人に就職したので、<u>私立学校法第58条第1項</u>（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）において準用する民法第77条第2項の規定により、関係書類を添えて、お届けします。</p> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第9条、第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">清算終了届</p> <p>学校法人（準学校法人）の清算が、年月日に終了したので、<u>私立学校法第58条第1項</u>（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）において準用する民法第83条の規定により、お届けします。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の私立学校法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。